

『経営者保証に関するガイドライン』について

『経営者保証に関するガイドライン』が適用され1年が経過しましたが、徐々に適用事例が増えてきました。このガイドラインは、新たに保証契約を締結する場合や、既存の保証契約の見直し、保証債務の整理を行う場合に適用されます。今回はこのガイドラインの概要をご紹介します。

1. 経営者保証を行わずに融資を受けられる可能性があります。

借入をしている中小企業の経営者の多くが保証を提供していますが、以下のような経営体制を作ることで、保証を行わずに融資を受けられる可能性があります。

①法人と経営者との関係の明確な区分・分離

法人と経営者との間の資金のやり取り（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付）を社会通念上適切な範囲を超えないものとするなど、法人個人の一体性の解消に努める。

②財務基盤の強化

法人の財務状況および経営成績の改善を通じた返済能力の向上などにより、信用力を強化する。

③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示などによる経営の透明性の確保

資産負債の状況（経営者も含む）、事業計画や業績見通しおよびその進捗状況などに関する報告を行う。さらに、開示情報の信頼性の向上のため、外部専門家による情報の検証を行い、検証結果と合わせて開示する。

2. 早期に事業再生を決断すれば、保証債務の整理を行う際に、手元に残る資産が増える可能性があります。

経営者が早期の事業再生を決断し、法人と保証人の債務を私的整理した場合、以下のように、保証人が手元に残せる資産が増える可能性があります。

①現預金（自由資産 + 一定期間の生計費）

自由資産99万円、一定期間の生計費＝標準的な1か月の生計費33万円×雇用保険の給付期間（90日～330日）

②華美でない自宅など

自宅が店舗を兼ねており資産の分離が困難な場合など、安定した事業継続等のために必要となる華美でない自宅

その他、生命保険解約返戻金、敷金、保証金などは、個別の事情に応じて、手元に残す資産として検討することができます。

3. 最後に

このガイドラインは、中小企業の成長・発展のために誕生しました。新規事業の創出、早期の事業再生や円滑な事業承継などによって、中小企業の活力を引き出し、日本経済の活性化に寄与することを目的としており、その適用事例は増えてきています。読者の皆様の実情に合わせて、お取引金融機関や各種専門家にご相談ください。

以上

（みらいコンサルティンググループ）

欠損金の繰越控除制度について ～平成27年度税制改正大綱での改正案を踏まえて～

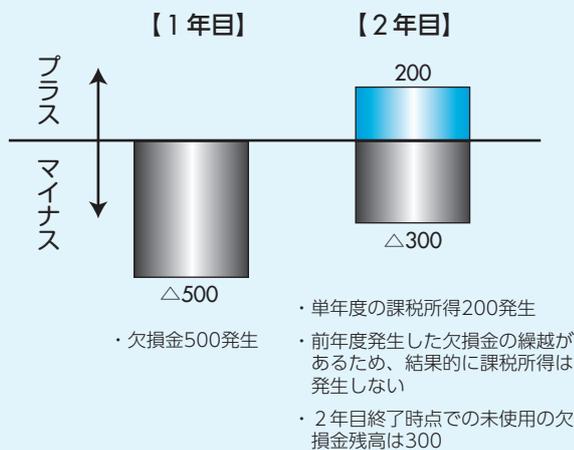
昨年末、平成27年度税制改正大綱が与党から発表されました。その中では、欠損金の繰越控除制度についての改正案もありました。今回は、現行制度の確認と、改正点2点をご紹介します。改正点のうち改正点①は全ての法人に有利な改正となっていますが、改正点②は大法人にとって厳しい改正となっています。(当コラムは執筆日である平成27年1月現在の情報に基づいて記載しています。)

1. 現行制度の概要

(1) 原則

欠損金の繰越控除制度とは、青色申告書を提出した事業年度において課税所得がマイナスであった場合、そのマイナスの課税所得(=欠損金)を繰越し、翌期以降の課税所得と相殺することで税負担を軽減する制度です。なお、欠損金の繰越期間は9年とされています。

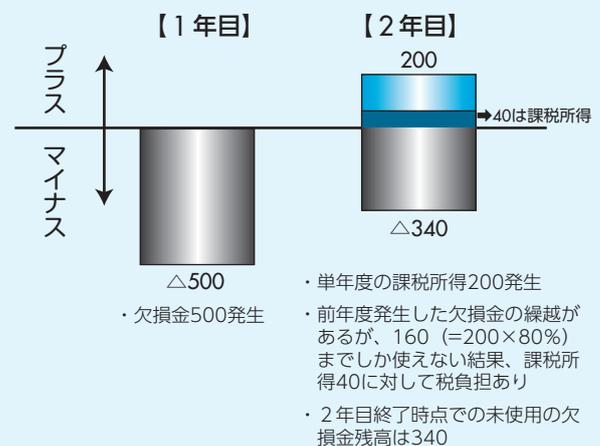
■欠損金の繰越控除制度のイメージ



(2) 大法人に対する特例

上記(1)の原則に対して、法人税法上の大法人(注)に該当する場合には、前期以前に当期の所得を上回る欠損金が発生していたとしても、当期の所得と相殺できる欠損金は当期の所得の80%までとされています。その結果、所得の20%に対して課税され、法人税等の支払が発生することとなります。

■改正前の大法人に対する特例のイメージ



(注) 大法人
事業年度終了時点の資本金の額が1億円超の法人を指します。また、資本金が1億円以下であっても、資本金の額が5億円以上の大法人の100%子法人も該当します。

2. 平成27年度税制改正大綱での改正案

(1) 改正点①

繰越期間が9年から10年に延長される予定です。(平成29年4月1日以後に開始する事業年度において発生した欠損金額から適用)

(2) 改正点②

上記1(2)の繰越控除限度額80%が、次のとおり、段階的に引き下げられる予定です。

(i)平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

「繰越控除前の所得金額の65%」

(ii)平成29年4月1日以後に開始する事業年度

「繰越控除前の所得金額の50%」

(みらいコンサルティンググループ)